

公表日 : 2024年 1月11日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	82.0%
正職員	84.8%
パート・有期職員	81.4%

- 対象期間 : 令和4事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
- 賃金 : 基本給、超過労働に対する報酬、賞与を含み、退職手当、通勤手当等を除く。
- パート・有期職員 : パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。
- ※なお、パート労働者については、正職員の所定労働時間(1日8時間)をもとに人員数の換算を行っている。
- 差異補足説明 : 給与体系について男女差異は設けていないが、職員男女年齢分布による差異が生じている。